

第2四半期報告書

本書は、EDINET(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)システムを利用して金融庁に提出した第2四半期報告書の記載事項を、紙媒体として作成したものであります。

株式会社東日本銀行

(E03642)

目 次

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
第3 【提出会社の状況】	21
1 【株式等の状況】	21
(1) 【株式の総数等】	21
① 【株式の総数】	21
② 【発行済株式】	21
(2) 【新株予約権等の状況】	21
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	23
(4) 【ライツプランの内容】	23
(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】	23
(6) 【大株主の状況】	23
(7) 【議決権の状況】	24
① 【発行済株式】	24
② 【自己株式等】	24
2 【役員の状況】	24
第4 【経理の状況】	25
1 【中間連結財務諸表】	26
(1) 【中間連結貸借対照表】	26
(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】	27
【中間連結損益計算書】	27
【中間連結包括利益計算書】	28
(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】	29
(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	31
【注記事項】	32
【セグメント情報】	53
【関連情報】	53
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	53

	【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	53
	【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	53
2	【その他】	55
3	【中間財務諸表】	56
	(1) 【中間貸借対照表】	56
	(2) 【中間損益計算書】	58
	(3) 【中間株主資本等変動計算書】	59
	【注記事項】	61
4	【その他】	66
	第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	67
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月9日

【四半期会計期間】 第150期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社東日本銀行

【英訳名】 The Higashi-Nippon Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 石井道遠

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 酒井隆

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋3丁目11番2号

【電話番号】 03(3273)6221(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画部長 酒井隆

【縦覧に供する場所】 株式会社東日本銀行 水戸支店
(茨城県水戸市泉町2丁目3番2号)

株式会社東日本銀行 松戸支店
(千葉県松戸市稔台7丁目2番地の2)

株式会社東日本銀行 横浜支店
(神奈川県横浜市中区曙町1丁目5番地)

株式会社東日本銀行 与野支店
(埼玉県さいたま市浦和区上木崎2丁目2番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成25年度	平成26年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成25年度	平成26年度
		(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,801	19,829	23,483	39,994	43,670
連結経常利益	百万円	6,462	4,198	8,949	9,978	13,086
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,888	3,222	5,797	—	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	—	—	—	5,545	8,567
連結中間包括利益	百万円	3,884	6,059	△948	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	5,364	15,982
連結純資産額	百万円	101,418	106,981	114,594	101,546	116,226
連結総資産額	百万円	1,932,711	2,015,678	2,146,998	1,960,768	2,104,727
1株当たり純資産額	円	572.79	603.22	645.50	573.11	655.17
1株当たり 中間純利益金額	円	22.02	18.23	32.79	—	—
1株当たり 当期純利益金額	円	—	—	—	31.40	48.47
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 金額	円	21.95	18.15	32.62	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	31.28	48.23
自己資本比率	%	5.2	5.3	5.3	5.2	5.5
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	15,041	24,281	2,897	8,846	66,894
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△4,001	△12,474	△5,009	11,597	△27,444
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△708	△708	△712	△1,415	△1,419
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	52,822	72,618	96,728	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	61,519	99,552
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,477 [376]	1,485 [381]	1,486 [392]	1,440 [378]	1,450 [384]

(注) 1. 当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。

2. 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を当中間連結会計期間から適用し、「連結中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としてしております。

5. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第148期中	第149期中	第150期中	第148期	第149期
決算年月		平成25年9月	平成26年9月	平成27年9月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益	百万円	20,569	19,625	23,310	39,509	43,218
経常利益	百万円	6,373	4,148	8,904	9,830	12,974
中間純利益	百万円	3,824	3,181	5,775	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	5,457	8,518
資本金	百万円	38,300	38,300	38,300	38,300	38,300
発行済株式総数	千株	184,673	184,673	184,673	184,673	184,673
純資産額	百万円	101,195	107,230	114,003	101,957	115,686
総資産額	百万円	1,932,650	2,015,291	2,146,890	1,960,216	2,104,591
預金残高	百万円	1,726,981	1,823,176	1,887,711	1,781,089	1,850,197
貸出金残高	百万円	1,446,219	1,510,649	1,602,986	1,473,922	1,555,999
有価証券残高	百万円	391,287	394,587	416,036	375,508	417,433
1株当たり中間配当額	円	4.00	4.00	4.00	—	—
1株当たり配当額	円	—	—	—	8.00	8.00
自己資本比率	%	5.2	5.3	5.3	5.2	5.5
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,423 [361]	1,442 [373]	1,442 [383]	1,401 [366]	1,406 [376]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 従業員数欄の[]内には、臨時従業員数の平均人員を外書きで記載しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

(当行と株式会社横浜銀行の共同持株会社設立(株式移転)に関する契約締結及び株式移転計画書の作成)

当行と株式会社横浜銀行(代表取締役頭取 寺澤辰麿、以下「横浜銀行」といい、当行と横浜銀行を総称して「両行」といいます。)は、平成27年9月8日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、共同株式移転(以下「本株式移転」といいます。)の方式により平成28年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」(以下「本持株会社」といいます。)を設立すること、並びに本持株会社の概要及び本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

(1) 本株式移転の目的

① 背景

近年、高齢化の進展や人口減少などにより地方経済の市場規模が今後縮小していくと見られるとともに、バブル経済崩壊後、法人部門が資金余剰となり間接金融への依存が低下している一方で地域金融機関の数が減少していないことから、地域金融機関の経営基盤に大きな構造変化が生じています。その結果、金利競争による利鞘の縮小や収益力の低下への対応が地域金融機関全体の重要な経営課題となっています。

このような環境変化を踏まえて、地域金融機関が、面的な広域ネットワークの共有と連携を進め、今後も一層の地域の持続的な発展に貢献していく必要があるとの判断のもと、経営戦略を共有できる他の地域金融機関にも開かれた、広域でかつ地域金融の中核を担う新しい金融グループを構築していくこととしました。

② 目的

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、横浜銀行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

両行が有するこのような強みと特色及び、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上をはかることができ、また、経営統合による効率化及び成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができることを確認し、平成27年9月8日、持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(2) 本株式移転の方法、本株式移転に係る割当ての内容

① 本株式移転の方法

本株式移転に係る共同株式移転計画に基づき、平成28年4月1日に本持株会社が両行の発行済株式の全部を取得し、その株式に代わる本持株会社の新株式を、両行の株主に対して割当てを予定しております。

但し、今後手続きを進める中で、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

② 本株式移転に係る割当ての内容(株式移転比率)

会社名	横浜銀行	東日本銀行
株式移転比率	1	0.541

(注) 1 株式の割当比率

横浜銀行の普通株式1株に対して、本持株会社の普通株式1株を、東日本銀行の普通株式1株に対して、本持株会社の普通株式0.541株を割当交付いたします。なお、本持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、両行の株主に交付しなければならない本持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法（平成17年7月26日法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

なお、上記株式移転比率は、株式移転計画作成後本持株会社成立日までの間において、横浜銀行若しくは東日本銀行の財産状態若しくは経営状態に重大な悪影響を与える事由が発生し、又はかかる事由が存在することが判明した場合等には、両行で協議のうえ、変更することがあります。

(注) 2 本持株会社が交付する新株式数（予定）

普通株式：1,333,476,193株

上記は、横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（1,254,071,054株）及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（184,673,500株）を前提として算出しております。但し、本持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれ保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（16,289,422株）及び東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（7,788,913株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、本持株会社が交付する新株式数が変動することがあります。

(注) 3 単元未満株式の取扱い

本株式移転により、1単元（100株）未満の本持株会社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受ける両行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(3) 本株式移転に係る割当ての内容の算定根拠等

① 割当ての内容の根拠及び理由

上記（1）「本株式移転の目的」に記載のとおり、両行は、平成26年11月14日に両行の間で合意した経営統合の検討に関する「基本合意書」に基づき、平成28年4月を目処に共同株式移転の方式により本持株会社を設立し経営統合を行うことに向け、統合準備委員会を設置して協議・検討を進めてまいりました。

横浜銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性とその他本株式移転の公正性を担保するため、横浜銀行の第三者算定機関として大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関である大和証券から平成27年9月7日付で受領した株式移転比率算定書及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

一方、東日本銀行は、下記④「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本株式移転の対価の公正性その他の本株式移転の公正性を担保するため、東日本銀行の第三者算定機関としてSMB C日興証券株式会社（以下「SMB C日興証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式移転に関する検討を開始し、第三者算定機関であるSMB C日興証券からの分析結果及びリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことが妥当であると判断しました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及びリーガル・アドバイザーの助言を参考に、両行それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両行の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両行間で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記株式移転比率が妥当であるという判断に至り、平成27年9月8日に開催された両行の取締役会において本株式移転における株式移転比率を決定し、合意いたしました。

② 算定に関する事項

(ア) 算定機関の名称及び両行との関係

横浜銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）である大和証券及び東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザー（第三者算定機関）であるSMB C日興証券は、いずれも横浜銀行及び東日本銀行の関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ) 算定の概要

本株式移転に用いられる株式移転比率の算定にあたって公正性を期するため、横浜銀行は大和証券を第三者算定機関として起用し、また、東日本銀行はSMB C日興証券を第三者算定機関として起用し、それぞれ株式移転比率の算定・分析を依頼しました。

大和証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法による算定を行うとともに、両行とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の推計が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことで株式価値を分析する手法で、金融機関の評価に広く利用される配当割引モデル法（以下「DDM法」といいます。）による算定を行いました。各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる本持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の算定レンジ
1	市場株価法（基準日①）	0.536～0.614
2	市場株価法（基準日②）	0.438～0.463
3	類似会社比較法	0.397～0.593
4	DDM法	0.450～0.605

市場株価法では、株式移転比率算定書作成日である平成27年9月7日（基準日①）並びに本件に関する憶測報道がなされた日の前営業日である平成26年10月31日（基準日②）を基準日として、各基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値平均に基づき算定いたしました。

大和証券は、株式移転比率の算定に際して、両行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、これらの資料及び情報について独自にその正確性及び完全性の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。また、大和証券は、両行及びそれらの関係会社の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。大和証券は、提供された両行それぞれの事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、両行それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。大和証券は、横浜銀行の同意を得て、横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報の正確性、妥当性及び実現可能性について独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。大和証券の株式移転比率の算定は、平成27年9月7日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。なお、大和証券がDDM法において使用した算定の基礎となる両行の将来の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMBC日興証券は、両行の株式移転比率について、両行が東京証券取引所市場第一部に上場しており市場株価が存在することから市場株価法による分析を行うとともに、両行とも比較可能な上場会社が複数存在することから類似会社比較法による分析を行い、更に両行より提出された財務予測に基づく将来キャッシュフローを評価に反映するため、配当割引モデル分析法（DDM法）を用いて、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する将来キャッシュフローの現在価値に基づく分析を行いました。各手法における分析結果は以下のとおりです。下記の株式移転比率のレンジは、横浜銀行の普通株式1株に対して本持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、東日本銀行の普通株式1株に対して割り当てる本持株会社の普通株式数の分析レンジを記載したものです。

	採用手法	株式移転比率の分析レンジ
1	市場株価法	0.536～0.614
2	類似会社比較法	0.454～0.617 (基準日株価)
		0.451～0.598 (1ヶ月平均株価)
3	DDM法	0.326～0.629

SMBC日興証券は、市場株価法では、平成27年9月7日（以下「基準日」といいます。）を基準として、基準日の株価終値並びに基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間、9ヶ月間及び12ヶ月間の各株価終値単純平均に基づき分析いたしました。また、類似会社比較法では、比較対象とした上場会社の基準日の株価終値及び基準日までの1ヶ月間の各株価終値単純平均にもとづき分析いたしました。なお、DDM法で前提とした両行の事業計画は、大幅な増減益を見込んでおりません。

SMBC日興証券による株式移転比率の分析及び意見書の前提条件及び免責事項については別紙2をご参照ください。

③ 本持株会社の上場申請等に関する取扱い

両行は、新たに設立する本持株会社の株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。上場日は、平成28年4月1日を予定しております。

また、両行は、本株式移転により本持株会社の子会社となりますので、本持株会社の上場に先立ち、平成28年3月29日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の規則により決定されます。

④ 公正性を担保するための措置

横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

横浜銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記（3）①に記載のとおり、第三者算定機関として大和証券を起用し、本株式移転に用いる株式移転比率の合意の基礎とすべく株式移転比率算定書を取得しております。横浜銀行は、第三者算定機関である大和証券の分析及び意見を参考として東日本銀行と交渉・協議を行い、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の合意した株式移転比率により本株式移転を行うことを平成27年9月8日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、横浜銀行は大和証券から平成27年9月7日付にて、本株式移転における株式移転比率は、横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。大和証券のフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については別紙1をご参照ください。

(イ) 独立した財務アドバイザーの起用

横浜銀行は、両行の経営統合（以下「本経営統合」といいます。）の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率算定を依頼した上記（ア）の独立した第三者算定機関のほか、U B S証券株式会社（以下「U B S証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、横浜銀行は、U B S証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(ウ) 独立した法律事務所からの助言

横浜銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、横浜銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法的助言を含む。）を受けております。

一方、東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式移転比率算定書等の取得

東日本銀行は、本株式移転の公正性を担保するために、上記（3）①に記載のとおり、第三者算定機関としてS M B C日興証券を起用し、S M B C日興証券は、本株式移転における株式移転比率に関する交渉及び協議に用いるために、その財務的分析及び算定を行いました。東日本銀行は、第三者算定機関であるS M B C日興証券の分析及び助言を参考として横浜銀行と交渉・協議を行い、上記（2）②「本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」記載の株式移転比率により本株式移転を行うことを平成27年9月8日に開催された取締役会において決議いたしました。

また、東日本銀行はS M B C日興証券から平成27年9月8日付にて、本株式移転における株式移転比率は、東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

S M B C日興証券の株式移転比率の分析及び意見書に関する前提条件及び免責事項については別紙2をご参照ください。

(イ) 独立した財務アドバイザーの起用

東日本銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式移転比率分析を依頼した上記（ア）の独立した第三者算定機関のほか、みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、東日本銀行は、みずほ証券からは株式移転比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得していません。

(ウ) 独立した法律事務所からの助言

東日本銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、両行から独立したリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、東日本銀行の意思決定の方法、過程及びその他本株式移転に係る手続きに関する法的助言（役員の善管注意義務に関する法律意見書の取得を含む。）を受けております。

⑤ 利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、横浜銀行と東日本銀行との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

(4) 本株式移転の後の株式移転設立完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ (英文表示: Concordia Financial Group, Ltd.)																																				
本店の所在地	東京都中央区日本橋2丁目7番1号																																				
代表者及び役員の 就任予定	<table border="0"> <tr> <td>代表取締役社長</td> <td>寺澤 辰麿</td> <td>(現 横浜銀行代表取締役頭取)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役副社長</td> <td>石井 道遠</td> <td>(現 東日本銀行代表取締役頭取)</td> </tr> <tr> <td>代表取締役</td> <td>大矢 恭好</td> <td>(現 横浜銀行代表取締役常務執行役員)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>川村 健一</td> <td>(現 横浜銀行取締役常務執行役員)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>森尾 稔</td> <td>(現 横浜銀行社外取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>井上 健</td> <td>(現 東日本銀行社外取締役)</td> </tr> <tr> <td>取締役</td> <td>高木 勇三</td> <td>(現 横浜銀行社外取締役)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>天野 克則</td> <td>(現 横浜銀行顧問)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>前川 洋二</td> <td>(現 横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>野田 賢治郎</td> <td>(現 エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>緒方 瑞穂</td> <td>(現 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役)</td> </tr> <tr> <td>監査役</td> <td>橋本 圭一郎</td> <td>(現 東日本銀行社外監査役)</td> </tr> </table> <p>(注) 1 取締役 森尾 稔、井上 健及び高木 勇三は会社法第2条第15号に定める社外取締役です。</p> <p>(注) 2 監査役 野田 賢治郎、緒方 瑞穂及び橋本 圭一郎は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。</p>	代表取締役社長	寺澤 辰麿	(現 横浜銀行代表取締役頭取)	代表取締役副社長	石井 道遠	(現 東日本銀行代表取締役頭取)	代表取締役	大矢 恭好	(現 横浜銀行代表取締役常務執行役員)	取締役	川村 健一	(現 横浜銀行取締役常務執行役員)	取締役	森尾 稔	(現 横浜銀行社外取締役)	取締役	井上 健	(現 東日本銀行社外取締役)	取締役	高木 勇三	(現 横浜銀行社外取締役)	監査役	天野 克則	(現 横浜銀行顧問)	監査役	前川 洋二	(現 横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役)	監査役	野田 賢治郎	(現 エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長)	監査役	緒方 瑞穂	(現 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役)	監査役	橋本 圭一郎	(現 東日本銀行社外監査役)
代表取締役社長	寺澤 辰麿	(現 横浜銀行代表取締役頭取)																																			
代表取締役副社長	石井 道遠	(現 東日本銀行代表取締役頭取)																																			
代表取締役	大矢 恭好	(現 横浜銀行代表取締役常務執行役員)																																			
取締役	川村 健一	(現 横浜銀行取締役常務執行役員)																																			
取締役	森尾 稔	(現 横浜銀行社外取締役)																																			
取締役	井上 健	(現 東日本銀行社外取締役)																																			
取締役	高木 勇三	(現 横浜銀行社外取締役)																																			
監査役	天野 克則	(現 横浜銀行顧問)																																			
監査役	前川 洋二	(現 横浜銀行理事経営企画部主計室主任調査役)																																			
監査役	野田 賢治郎	(現 エヌエヌ生命保険株式会社取締役会長)																																			
監査役	緒方 瑞穂	(現 株式会社緒方不動産鑑定事務所代表取締役)																																			
監査役	橋本 圭一郎	(現 東日本銀行社外監査役)																																			
資本金の額	150,000百万円																																				
純資産の額	未定																																				
総資産の額	未定																																				
事業の内容	銀行持株会社(銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の業務)																																				

大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行で合意された株式移転比率が横浜銀行の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）を提出するに際して、株式移転比率の分析及び検討を行っておりますが、当該分析及び検討においては、横浜銀行及び東日本銀行から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定義される「関係会社」をいいます。以下、同じとします。）の全ての資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、これらに限られません。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された意見に影響を与える可能性のある横浜銀行及び東日本銀行並びにこれらの関係会社の事実（偶発債務及び訴訟等を含みます。）については、現在及び将来にわたり大和証券に対して未開示の事実が無いことを前提としています。大和証券は、破産、支払不能又はこれらに類似する事項に関するいかなる適用法令の下における横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社の支払能力又は信用力についても評価を行っておりません。大和証券は、横浜銀行及び東日本銀行並びにそれらの関係会社のいかなる財産又は設備についてもその実地の見分を行っておらず、またその義務を負うものではありません。横浜銀行の会計及び法務の各アドバイザーは、横浜銀行と予め合意した事項及び範囲において東日本銀行に対する各デュー・ディリジェンスを実施しており、大和証券は、かかるデュー・ディリジェンスの対象事項及び範囲について独自に検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンに記載の意見を述べるにあたり、大和証券に提供された横浜銀行及び東日本銀行の事業計画、財務予測その他将来に関する情報が、横浜銀行及び東日本銀行それぞれの経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的にかつ適正な手続に従って作成されたことを前提としており、大和証券は、当該事業計画の正確性、妥当性及び実現可能性について独自の検証を行っておらず、その義務又は責任を負うものではありません。

大和証券は、当該事業計画及び財務予想作成にかかる各種前提条件が正確かつ実現可能であることを前提としており、これらの正確性及び実現可能性について、独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。

大和証券は、大和証券が検討した本株式移転に係る株式移転計画書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る株式移転計画書（以下「本計画書」といいます。）が適法かつ有効に作成され、横浜銀行及び東日本銀行の株主総会で承認されること、大和証券が検討した本株式移転に係る経営統合契約書案と実質的に同一内容を有する本株式移転に係る経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）が横浜銀行及び東日本銀行との間で適切かつ有効に締結されること、本株式移転が本計画書及び本契約書に記載された条件に従って適法かつ有効に実行されること、並びに本計画書及び本契約書に記載された重要な条件又は合意事項の放棄、修正又は変更なく、本株式移転が本計画書及び本契約書の条件に従って完了することを前提としています。また、大和証券は、本株式移転が適法かつ有効に実施されること、本株式移転の税務上の効果が両行から提示された想定と相違ないこと、本株式移転の実行に必要な全ての政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、本株式移転によりもたらされると期待される利益を何ら損なうことなく取得されることを前提としており、これらについて独自の調査を行う義務を負うものではありません。大和証券は、本株式移転の実行に関する横浜銀行の意思決定、あるいは本株式移転と他の戦略的選択肢の比較評価を検討することを横浜銀行から依頼されておらず、また検討しておりません。大和証券は、会計、税務及び法律のいずれの専門家でもなく、本株式移転に関するいかなる事項の適法性及び有効性並びに会計及び税務上の処理の妥当性について独自に分析及び検討を行っておらず、それらの義務を負うものでもありません。大和証券は、横浜銀行より提示された本株式移転にかかる税務上の想定される効果が実現することを前提としています。本フェアネス・オピニオンは、大和証券が横浜銀行からの依頼に基づいて横浜銀行が本株式移転における本株式移転比率を検討するための参考情報を横浜銀行の取締役会に提供することを唯一の目的（以下「本フェアネス・オピニオン作成目的」といいます。）として作成されたものです。従って、大和証券は、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して生じ得る一切の責任を負うものではありません。また、横浜銀行は、大和証券の書面による事前の同意なく、本フェアネス・オピニオンを第三者に開示、参照又は伝達させること及び第三者のために使用すること（以下、総称して「本件開示」といいます。）はできません。大和証券の事前の了承を得てなされる本フェアネス・オピニオンの第三者に対する本件開示の場合においても、唯一横浜銀行が責任を負うものとし、大和証券は責任を負うものではありません。大和証券

は、横浜銀行以外の第三者に対して本フェアネス・オピニオンの記載内容又は本株式移転に関連して、一切の責任を負うものではなく、かつ、本フェアネス・オピニオンが本フェアネス・オピニオン作成目的以外の目的で使用されることに起因又は関連して一切の責任を負うものではありません。さらに、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、横浜銀行の普通株主に対して本株式移転に関する議決権等の株主権の行使（反対株主の買取請求権の行使を含みます。）、横浜銀行株式の譲渡又は譲受けその他の関連する事項について何らの推奨又は勧誘を行うものではありません。

大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、横浜銀行の普通株主にとって本株式移転比率が財務的見地から公正であるか否かについてのみ意見を述べるものであり、大和証券は、横浜銀行の普通株主以外の第三者にとって公正であるか否か又はその他の事項についての意見を求められておらず、かつ、意見を述べておりません。大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本株式移転比率の決定の基礎となる各前提事実若しくは仮定、又は横浜銀行の本株式移転に関する意思決定について意見を述べるものではありません。また、大和証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、本フェアネス・オピニオンの日付以降に取引される横浜銀行、東日本銀行及び本持株会社の普通株式の価格について、いかなる意見を述べるものでもありません。大和証券は、本株式移転比率に関して、本株式移転に関わるいかなる役員、取締役若しくは従業員、又はこれらと同様の者が受け取る予定のいかなる報酬の額や性質が公正であるか否かについて、意見を述べるものではありません。

本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に従って作成された財務情報に依拠しており、当該財務情報が国際財務報告基準に従って作成された場合に生じ得る差異については考慮に入れておりません。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は、本フェアネス・オピニオンの日付現在における金融、経済、市場その他の状況も前提としており、当該日付現在までに大和証券が入手可能な情報に依拠していますが、入手し得る資料及び情報に制約があるため、大和証券が本株式移転比率の算定に使用した資料及び情報の中には、当該日付と異なる時点の資料及び情報も一部含まれております。また、本フェアネス・オピニオンに記載された大和証券の意見は今後の状況の変化により影響を受ける可能性があります。大和証券はその意見を修正、変更、更新、補足又は再確認する義務を一切負いません。

SMBC日興証券は、東日本銀行と横浜銀行との間で締結される予定の経営統合契約書（以下「本契約書」といいます。）に基づき行われる共同株式移転（以下「本件」といいます。）における東日本銀行のフィナンシャル・アドバイザーを務めております。SMBC日興証券はそのサービスの対価として東日本銀行から手数料を受領する予定であり、その一部は本件の完了を条件として発生するものであり、また、東日本銀行は、SMBC日興証券がフィナンシャル・アドバイザーを務めることに起因して発生するかもしれない損害や債務を補償し免責することに同意しています。SMBC日興証券及びその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年11月27日大蔵省令第59号）第8条第8項の定義に従うものとし、以下本書において同様とします。）は、SMBC日興証券による本件の妥当性に関する意見表明（以下「本意見表明」といいます。）の日付に先立つ過去2年間において、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社に対して、本件に関わりのない一定の投資銀行業務及びその他の金融サービスを提供してきており、当該サービスに関して報酬を受領しております。通常の証券業務の過程において、自社勘定又は顧客勘定を通じて、SMBC日興証券及びその関係会社は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の有価証券に関して保有又は取引を行う可能性があり、従って、随時かかる有価証券に関してロング・ポジション又はショート・ポジションを持つことがあります。本意見表明の発行は、SMBC日興証券の社内指針及び手順に照らし権限を有する委員会により承認されました。前述の要約は本意見表明に関連してSMBC日興証券が行った分析及び検討した要因を網羅するものではありません。財務的意見表明の作成は、主観的な判断を伴う複雑なプロセスであり、部分的な分析又は簡易な説明は必ずしも可能ではありません。SMBC日興証券の分析の一部は前述のとおりですが、これらは全体として検討されるべきであり、分析の一部を取り、又は、表中の情報に注目した場合、SMBC日興証券による分析及び意見のプロセスについて不完全な見解を生みかねないと考えます。SMBC日興証券は、本意見表明の作成にあたり、ある1つの要因又は手段から独立して結論を導いたり、それらに関する結論を出すことはなく、SMBC日興証券が行ったあらゆる分析について全体から評価し、最終的な意見表明に至っております。

本意見表明は、本件に用いられる株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）が東日本銀行の株主にとって財務的見地から妥当であることについて意見表明するにとどまるものです。本件又は本契約書におけるその他のいかなる条項又は本件に関連して企図される又は締結されるその他いずれの契約又は合意におけるいかなる条項に関しても意見を述べるものではなく、また、東日本銀行の他の種類の有価証券の保有者、債権者、その他の関係者にとって本件が妥当であることについて意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件より前における東日本銀行若しくは横浜銀行の株式の取引価格、又は本件の後の東日本銀行若しくは横浜銀行若しくは本件で新たに設立される共同持株会社の株式の取引価格について一切見解を述べるものではなく、本株式移転比率の根拠となった前提や仮定についても、何ら見解を表明するものではありません。SMBC日興証券は、本件を行うに際しての東日本銀行の経営上の意思決定や東日本銀行がとり得る他の戦略的手段と比較した場合における本件の利点について意見を述べるものではありません。SMBC日興証券は、本件に関して第三者の関心の表明又は提案の勧誘を行っておりません。また、SMBC日興証券は、本件に関連して東日本銀行の株主が議決権を行使し又は何らかの行動をすることについて、意見を述べたり推奨をするものではありません。更に、SMBC日興証券は、東日本銀行又は横浜銀行の株主に対して本件に関連して支払われる対価との比較で、本件のいかなる当事者の役員、取締役若しくは従業員、又はいかなる役職につく関係者についても、本件に関連する報酬の金額又は性質に関して意見を述べるものではなく、又は当該報酬の妥当性に関して意見を述べるものではありません。

SMBC日興証券は、本意見表明を行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、(i) 本契約書の最終版がSMBC日興証券がレビューした契約書案と重大な点において異なるものではないこと、(ii) 本件の完了に必要な全ての重要な政府、規制当局その他の者の同意又は許認可が、東日本銀行若しくは横浜銀行又は本件により期待される利益に悪影響を与えることなく取得されること、(iii) 本件は、本契約書に規定された契約条件に基づき、そして全ての適用法令、関連文書及び諸要件に従って完了するものであって、それら契約条件等について、SMBC日興証券による分析又は本意見表明に重要な影響を及ぼすような、遅延、放棄、修正又は改正がないことを前提としています。

SMBC日興証券は、レビューを行うに当たり、東日本銀行の同意を得て、公開情報、東日本銀行又は横浜銀行から提供を受けた情報、東日本銀行又は横浜銀行と協議した情報その他のSMBC日興証券が検討の対象とした又はSMBC日興証券のために検討された一切の情報が正確かつ完全であることを前提として、それらの情報に依拠しており、独自にその検証を行っておりません。SMBC日興証券は、それらの情報が正確かつ完全であることについての責任及び義務を負っておりません。SMBC日興証券は、SMBC日興証券の分析につき重大な影響を与えることが有り得る情報でSMBC日興証券に対して未開示である情報が存在しないことを前提としており、本契約書において東日本銀行及び横浜銀行が行う表明及び保証が、SMBC日興証券の分析にとって重要なあらゆる点

において現在及び将来に亘り真実かつ正確であることを前提としています。SMB C日興証券は、東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社のいかなる資産及び負債についての評価又は査定を行っておらず、またその提供も受けておらず、また、倒産若しくは支払停止又は適用ある法令の下でそれらに類似するものに関する東日本銀行及び横浜銀行とそれらの関係会社の信用力についての評価も行っておりません。SMB C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、(i) SMB C日興証券に提供された財務予測その他将来に関する情報（シナジーを含む。）については、東日本銀行及び横浜銀行の経営陣の現時点における最善の予測と判断に基づき合理的に作成又は回答され、かつ東日本銀行又は横浜銀行の入手可能な予測及び判断を反映していること、並びに、(ii) 東日本銀行及び横浜銀行の財務状況がそれぞれの財務予測に従って推移することを前提としており、当該分析、予測又はそれを基礎付ける前提事項の合理性について何らの意見を述べるものではありません。

本意見表明は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「日本会計基準」といいます。）に従って作成された財務情報に基づいています。SMB C日興証券は、分析にあたり、国際財務報告基準に従って東日本銀行又は横浜銀行が作成した財務情報を検証しておらず、日本会計基準と国際財務報告基準の差異を一切考慮に入れておりません。SMB C日興証券は、東日本銀行の同意を得て、本件が、東日本銀行及び横浜銀行、並びにそれぞれの株主にとって、日本の所得税法及び法人税法上、適格組織再編であることを前提としております。本意見表明は、必然的に本意見表明の日付現在の経済、金融、市場、その他の状況、及び本意見表明の日付までにSMB C日興証券が入手した情報を前提としております。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間を顧みますと、首都圏経済は、輸出・生産面に新興国経済の減速に伴う影響などがみられるものの、緩やかな回復を続けております。

輸出は前年を上回り、生産は持ち直しがみられるものの、このところ横ばい圏内の動きとなっております。公共投資は、高水準ながら横ばい圏内の動きとなっている一方、設備投資は増加しております。個人消費は、底堅く推移しており、住宅投資も持ち直しております。雇用・所得は、労働需給が着実な改善を続けているもとの、雇用者所得も緩やかに増加しております。

このような環境のもとで、当行グループは、業績の伸長と経営の効率化に努め、この結果、当第2四半期連結累計期間の業績は以下のとおりとなりました。なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントとなっております。

業容面につきましては、預金等（譲渡性預金含む）は、当第2四半期連結累計期間中452億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆9,383億円となりました。

一方、貸出金は、当第2四半期連結累計期間中469億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆6,025億円となりました。

有価証券は、当第2四半期連結累計期間中13億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は4,152億円となりました。

総資産は、当第2四半期連結累計期間中422億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆1,469億円となりました。

次に、損益状況でございますが、経常収益は前年同四半期連結累計期間比36億53百万円増加し、234億83百万円となりました。うち資金運用収益が157億79百万円、役務取引等収益が19億14百万円、その他業務収益が5億1百万円、その他経常収益が52億87百万円となりました。

一方、経常費用は前年同四半期連結累計期間比10億97百万円減少し、145億33百万円となりました。うち資金調達費用が8億67百万円、役務取引等費用が9億45百万円、営業経費が116億79百万円、その他経常費用が10億41百万円となりました。

以上により、経常利益は前年同四半期連結累計期間比47億50百万円増加して89億49百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同四半期連結累計期間比25億75百万円増加して57億97百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は、前年同四半期連結累計期間比60百万円の増加で、149億11百万円となりました。国内業務部門は48百万円増加して147億1百万円となりました。国際業務部門については12百万円増加して2億9百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役員取引等収支は、前年同四半期連結累計期間比2億16百万円増加して9億69百万円となりました。国内業務部門については2億14百万円増加して10億78百万円となり、国際業務部門については1百万円増加して23百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間のその他業務収支は、前年同四半期連結累計期間比2億8百万円増加して5億1百万円となりました。国内業務部門については2億32百万円増加して4億57百万円となり、国際業務部門については24百万円減少して60百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	14,653	197	△0	14,851
	当第2四半期連結累計期間	14,701	209	△0	14,911
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	15,536	233	5	15,736
	当第2四半期連結累計期間	15,560	261	5	15,779
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	882	35	5	885
	当第2四半期連結累計期間	858	51	5	867
役員取引等収支	前第2四半期連結累計期間	864	22	133	752
	当第2四半期連結累計期間	1,078	23	132	969
うち役員取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,754	29	149	1,635
	当第2四半期連結累計期間	2,030	32	148	1,914
うち役員取引等費用	前第2四半期連結累計期間	890	7	16	882
	当第2四半期連結累計期間	951	9	15	945
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	224	84	16	292
	当第2四半期連結累計期間	457	60	15	501
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	232	84	16	301
	当第2四半期連結累計期間	457	60	15	501
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	8	—	—	8
	当第2四半期連結累計期間	—	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は、前年同四半期連結累計期間比2億79百万円増加して19億14百万円となりました。国内業務部門については、預金・貸出業務の受入手数料等を主要因に2億75百万円増加して20億30百万円となりました。国際業務部門については、2百万円増加して32百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用は、前年同四半期連結累計期間比63百万円増加して9億45百万円となりました。国内業務部門は支払保証料等を主要因に61百万円増加し9億51百万円となり、国際業務部門については1百万円増加して9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	1,754	29	149	1,635
	当第2四半期連結累計期間	2,030	32	148	1,914
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	639	—	—	639
	当第2四半期連結累計期間	867	—	—	867
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	508	28	3	534
	当第2四半期連結累計期間	502	31	3	531
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	237	—	—	237
	当第2四半期連結累計期間	289	—	—	289
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	287	—	146	141
	当第2四半期連結累計期間	284	—	145	138
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	79	—	—	79
	当第2四半期連結累計期間	80	—	—	80
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	2	1	—	3
	当第2四半期連結累計期間	4	0	—	5
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	890	7	16	882
	当第2四半期連結累計期間	951	9	15	945
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	155	6	—	161
	当第2四半期連結累計期間	159	8	—	167

(注) 1. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。

2. 相殺消去額は、連結会社相互間の取引高の消去額であります。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,818,786	4,389	1,612	1,821,564
	当第2四半期連結会計期間	1,883,719	3,991	1,470	1,886,240
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	759,903	—	1,612	758,291
	当第2四半期連結会計期間	811,889	—	1,470	810,418
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,041,576	—	—	1,041,576
	当第2四半期連結会計期間	1,053,534	—	—	1,053,534
うちその他	前第2四半期連結会計期間	17,306	4,389	—	21,696
	当第2四半期連結会計期間	18,296	3,991	—	22,287
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	38,345	—	—	38,345
	当第2四半期連結会計期間	52,120	—	—	52,120
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,857,131	4,389	1,612	1,859,909
	当第2四半期連結会計期間	1,935,839	3,991	1,470	1,938,360

- (注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金
 2. 定期性預金=定期預金+定期積金
 3. 国内業務部門は当行の円建取引及び連結子会社、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
 4. 相殺消去額は、連結会社相互間の債権・債務の消去額であります。

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,510,164	100.00	1,602,505	100.00
製造業	100,605	6.66	106,178	6.63
農業, 林業	1,060	0.07	958	0.06
漁業	38	0.00	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	347	0.02	212	0.01
建設業	87,685	5.81	98,632	6.16
電気・ガス・熱供給・水道業	2,145	0.14	6,472	0.40
情報通信業	31,165	2.06	38,651	2.41
運輸業, 郵便業	40,337	2.67	41,689	2.60
卸売業, 小売業	155,522	10.30	176,705	11.03
金融業, 保険業	71,114	4.71	75,715	4.72
不動産業	104,650	6.93	129,436	8.08
不動産賃貸管理業	391,133	25.90	407,966	25.46
物品賃貸業	32,160	2.13	36,597	2.28
学術研究, 専門・技術サービス業	22,936	1.52	24,688	1.54
宿泊業	14,611	0.97	13,598	0.85
飲食業	21,320	1.41	23,723	1.48
生活関連サービス業, 娯楽業	49,381	3.27	47,311	2.95
教育, 学習支援業	7,629	0.51	8,087	0.50
医療・福祉	35,172	2.33	38,058	2.38
その他のサービス業	29,974	1.98	33,879	2.11
地方公共団体	41,466	2.75	38,728	2.42
その他	269,704	17.86	255,214	15.93
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,510,164	—	1,602,505	—

(注) 「国内」とは、当行(除く特別国際金融取引勘定分)及び連結子会社であります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出手法は標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.97
2. 連結における自己資本の額	1,189
3. リスク・アセットの額	13,242
4. 連結総所要自己資本の額	529

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成27年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.95
2. 単体における自己資本の額	1,184
3. リスク・アセットの額	13,232
4. 単体総所要自己資本の額	529

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成26年9月30日	平成27年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	87	103
危険債権	159	128
要管理債権	71	73
正常債権	14,818	15,757

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、967億28百万円(前年同四半期連結会計期間末は726億18百万円)となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは28億97百万円(前年同四半期連結累計期間は242億81百万円)となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益89億3百万円(前年同四半期連結累計期間は41億40百万円)、貸出金の純増469億53百万円(前年同四半期連結累計期間は純増366億76百万円)、譲渡性を含む総預金の純増452億94百万円(前年同四半期連結累計期間は純増365億38百万円)等によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは△50億9百万円(前年同四半期連結累計期間は△124億74百万円)となりました。これは主に有価証券の取得による支出678億59百万円(前年同四半期連結累計期間は708億32百万円)、有価証券の売却・償還による収入640億50百万円(前年同四半期連結累計期間は589億12百万円)等によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△7億12百万円(前年同四半期連結累計期間は△7億8百万円)となりました。これは主に、配当金の支払による支出7億7百万円(前年同四半期連結累計期間は7億6百万円)によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	388,000,000
計	388,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月9日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	184,673,500	184,673,500	東京証券取引所 (市場第一部)	(注) 1, 2
計	184,673,500	184,673,500	—	—

(注) 1. 単元株式数は定款で、1,000株と定めております。

2. 完全議決権株式であり、株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式です。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年7月27日
新株予約権の数	1,082個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	108,200株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額
新株予約権の行使期間	平成27年8月12日から平成57年8月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1株当たり 475円 資本組入額1株当たり238円
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)は、新株予約権を相続により継承した者および譲渡による新株予約権の取得について当行取締役会の決議による承認を受けている場合の新株予約権を譲受けた者については適用しない。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設合併設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注2)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行の取締役会決議がなされた場合)は、当行取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

① 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当行が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当行が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(9) その他の新株予約権の行使の条件

上記(注3)に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年9月30日	—	184,673	—	38,300	—	24,600

(6) 【大株主の状況】

平成27年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	29,533	15.99
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	14,906	8.07
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	11,423	6.18
東栄株式会社	東京都千代田区神田東松下町17番地	5,585	3.02
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地	4,974	2.69
東日本銀行従業員投資会	東京都中央区日本橋3丁目11番2号	4,904	2.65
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	4,121	2.23
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	3,865	2.09
あいおいニッセイ同和損害保険 株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	3,561	1.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行 株式会社)	388 GREENWICH STREET, NY, NY 10013, USA (東京都新宿区新宿6丁目27番30号)	3,338	1.80
計	—	86,210	46.68

(注) 当行は平成27年9月30日現在、自己株式を7,794千株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,794,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 175,971,000	175,971	—
単元未満株式	普通株式 908,500	—	1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	184,673,500	—	—
総株主の議決権	—	175,971	—

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株含まれております。
また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋3丁目 11番2号	7,794,000	—	7,794,000	4.22
計	—	7,794,000	—	7,794,000	4.22

2 【役員 の 状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の変動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成27年4月1日至平成27年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

前連結会計年度
(平成27年3月31日)

当中間連結会計期間
(平成27年9月30日)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 100,371	※8 97,515
コールローン及び買入手形	5,540	479
有価証券	※1, ※8, ※13 416,644	※1, ※8, ※13 415,247
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,555,551	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,602,505
外国為替	※6 545	※6 1,236
その他資産	※8 7,792	※8 7,343
有形固定資産	※10, ※11 24,733	※10, ※11 25,463
無形固定資産	1,206	1,149
繰延税金資産	690	3,380
支払承諾見返	2,147	2,129
貸倒引当金	△10,497	△9,453
資産の部合計	2,104,727	2,146,998
負債の部		
預金	※8 1,848,666	※8 1,886,240
譲渡性預金	44,400	52,120
コールマネー及び売渡手形	26	32
借入金	※8 58,600	※8 58,600
外国為替	16	6
社債	※12 10,000	※12 10,000
その他負債	14,529	13,240
賞与引当金	891	895
退職給付に係る負債	6,069	5,944
役員退職慰労引当金	3	3
利息返還損失引当金	6	—
睡眠預金払戻損失引当金	174	183
偶発損失引当金	241	279
再評価に係る繰延税金負債	※10 2,727	※10 2,727
支払承諾	2,147	2,129
負債の部合計	1,988,501	2,032,403
純資産の部		
資本金	38,300	38,300
資本剰余金	24,601	24,603
利益剰余金	37,751	42,842
自己株式	△1,422	△1,409
株主資本合計	99,230	104,335
その他有価証券評価差額金	11,335	4,502
繰延ヘッジ損益	△363	△305
土地再評価差額金	※10 5,445	※10 5,445
退職給付に係る調整累計額	181	197
その他の包括利益累計額合計	16,599	9,839
新株予約権	176	185
非支配株主持分	220	232
純資産の部合計	116,226	114,594
負債及び純資産の部合計	2,104,727	2,146,998

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月 30日)
経常収益	19,829	23,483
資金運用収益	15,736	15,779
(うち貸出金利息)	13,995	13,875
(うち有価証券利息配当金)	1,719	1,873
役務取引等収益	1,635	1,914
その他業務収益	301	501
その他経常収益	※1 2,156	※1 5,287
経常費用	15,631	14,533
資金調達費用	885	867
(うち預金利息)	637	590
役務取引等費用	882	945
その他業務費用	8	—
営業経費	12,031	11,679
その他経常費用	※2 1,823	※2 1,041
経常利益	4,198	8,949
特別損失	57	46
固定資産処分損	57	46
税金等調整前中間純利益	4,140	8,903
法人税、住民税及び事業税	1,738	2,565
法人税等調整額	△817	526
法人税等合計	920	3,092
中間純利益	3,220	5,810
非支配株主に帰属する中間純利益又は非支配株主に 帰属する中間純損失(△)	△1	12
親会社株主に帰属する中間純利益	3,222	5,797

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
中間純利益	3,220	5,810
その他の包括利益	2,838	△6,759
その他有価証券評価差額金	2,665	△6,833
繰延ヘッジ損益	49	57
退職給付に係る調整額	124	16
中間包括利益	6,059	△948
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	6,060	△961
非支配株主に係る中間包括利益	△1	12

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,300	24,600	30,551	△1,453	91,997
会計方針の変更による累積的影響額			46		46
会計方針の変更を反映した当期首残高	38,300	24,600	30,597	△1,453	92,043
当中間期変動額					
剰余金の配当			△706		△706
親会社株主に帰属する中間純利益			3,222		3,222
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分		0		37	38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	0	2,515	35	2,551
当中間期末残高	38,300	24,601	33,113	△1,418	94,595

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	5,200	△462	5,166	△688	9,216	144	187	101,546
会計方針の変更による累積的影響額								46
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,200	△462	5,166	△688	9,216	144	187	101,592
当中間期変動額								
剰余金の配当								△706
親会社株主に帰属する中間純利益								3,222
自己株式の取得								△2
自己株式の処分								38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,665	49	—	124	2,838	△0	△1	2,836
当中間期変動額合計	2,665	49	—	124	2,838	△0	△1	5,388
当中間期末残高	7,865	△413	5,166	△563	12,055	144	185	106,981

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	38,300	24,601	37,751	△1,422	99,230
当中間期変動額					
剰余金の配当			△707		△707
親会社株主に帰属する中間純利益			5,797		5,797
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		2		17	19
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	2	5,090	12	5,105
当中間期末残高	38,300	24,603	42,842	△1,409	104,335

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	11,335	△363	5,445	181	16,599	176	220	116,226
当中間期変動額								
剰余金の配当								△707
親会社株主に帰属する中間純利益								5,797
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								19
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△6,833	57	—	16	△6,759	9	12	△6,737
当中間期変動額合計	△6,833	57	—	16	△6,759	9	12	△1,631
当中間期末残高	4,502	△305	5,445	197	9,839	185	232	114,594

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,140	8,903
減価償却費	728	756
貸倒引当金の増減(△)	1,028	△1,044
賞与引当金の増減額(△は減少)	△1	3
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	51	△101
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△2	0
利息返還損失引当金の増減額(△は減少)	5	△6
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△1	8
偶発損失引当金の増減(△)	14	37
資金運用収益	△15,736	△15,779
資金調達費用	885	867
有価証券関係損益(△)	△2,027	△4,818
為替差損益(△は益)	△0	0
固定資産処分損益(△は益)	13	12
貸出金の純増(△)減	△36,676	△46,953
預金の純増減(△)	42,058	37,574
譲渡性預金の純増減(△)	△5,519	7,720
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	11,600	—
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	137	31
コールローン等の純増(△)減	9,879	5,060
コールマネー等の純増減(△)	41	6
外国為替(資産)の純増(△)減	△38	△690
外国為替(負債)の純増減(△)	0	△9
資金運用による収入	15,827	15,947
資金調達による支出	△936	△906
その他	187	108
小計	25,659	6,730
法人税等の支払額	△1,377	△3,832
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,281	2,897
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△70,832	△67,859
有価証券の売却による収入	36,115	45,684
有価証券の償還による収入	22,796	18,365
有形固定資産の取得による支出	△533	△1,081
有形固定資産の売却による収入	—	0
その他	△21	△119
投資活動によるキャッシュ・フロー	△12,474	△5,009
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△706	△707
自己株式の取得による支出	△2	△5
自己株式の売却による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△708	△712
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	11,099	△2,824
現金及び現金同等物の期首残高	61,519	99,552
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 72,618	※1 96,728

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 3社

東日本ビジネスサービス㈱、東日本保証サービス㈱、東日本銀ジェーシービーカード㈱

(2) 非連結子会社 1社

東日本リース株式会社

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 1社

東日本リース株式会社

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券で株式及びその他の中の受益証券については原則として中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

その他 3年～15年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社については、過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当中間連結会計期間末支給額を計上しております。

(7) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

①金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

②為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。連結子会社も主に税抜方式によっております。

ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当中間連結会計期間から適用し、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1. 非連結子会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
株式	—	119百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	5,141百万円	4,739百万円
延滞債権額	18,491百万円	18,483百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,061百万円	871百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,667百万円	6,453百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	31,362百万円	30,549百万円

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	19,815百万円	18,133百万円

※7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	55百万円	—

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	24百万円	25百万円
有価証券	176,307百万円	167,062百万円
その他資産	24百万円	22百万円
計	176,356百万円	167,109百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,055百万円	8,136百万円
借入金	58,600百万円	58,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	10,838百万円	10,943百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	3,317百万円	3,315百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	70,232百万円	72,151百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	56,018百万円	56,133百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額は、当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回っていないため差額を記載していません。

※11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
減価償却累計額	10,714百万円	11,099百万円

※12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
	168百万円	148百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
株式等売却益	2,014百万円	4,568百万円
貸倒引当金戻入益	—	473百万円

※2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,623百万円	—

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673	—	—	184,673	
合計	184,673	—	—	184,673	
自己株式					
普通株式	8,068	8	207	7,869	(注)
合計	8,068	8	207	7,869	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少207千株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—	—	—	144	
合計			—	—	—	144	

3. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	706	4	平成26年3月31日	平成26年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	707	利益剰余金	4	平成26年9月30日	平成26年12月5日

当中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	184,673	—	—	184,673	
合計	184,673	—	—	184,673	
自己株式					
普通株式	7,880	11	97	7,794	(注)
合計	7,880	11	97	7,794	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによるものであります。また、普通株式の自己株式の株式数の減少97千株は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高(百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・ オプション としての 新株予約権		—	—	—	185	
合計			—	—	—	185	

3. 当行の配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	707	4	平成27年3月31日	平成27年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	707	利益剰余金	4	平成27年9月30日	平成27年12月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
現金預け金勘定	73,450百万円	97,515百万円
日本銀行以外への預け金	△831百万円	△786百万円
現金及び現金同等物	72,618百万円	96,728百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、器具及び備品であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

②リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1年内	7	6
1年超	7	3
合計	14	10

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2参照)。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	100,371	100,371	—
(2)有価証券			
その他有価証券	415,351	415,351	—
(3)貸出金	1,555,551		
貸倒引当金(*1)	△10,170		
	1,545,381	1,568,601	23,219
資産計	2,061,103	2,084,323	23,219
(1)預金	1,848,666	1,848,762	96
(2)譲渡性預金	44,400	44,400	—
(3)借入金	58,600	58,600	—
負債計	1,951,666	1,951,762	96
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(19)	(19)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(578)	(578)	—
デリバティブ取引計	(598)	(598)	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1)現金預け金	97,515	97,515	—
(2)有価証券			
その他有価証券	413,789	413,789	—
(3)貸出金	1,602,505		
貸倒引当金(*1)	△9,192		
	1,593,313	1,615,343	22,029
資産計	2,104,618	2,126,647	22,029
(1)預金	1,886,240	1,886,344	103
(2)譲渡性預金	52,120	52,120	—
(3)借入金	58,600	58,600	—
負債計	1,996,960	1,997,064	103
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6)	(6)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(492)	(492)	—
デリバティブ取引計	(499)	(499)	—

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2)デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金についても、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式及び受益証券は取引所の価格、債券は日本証券業協会公表の公社債店頭売買参考統計値等により評価した価格によっております。自行保証付私募債は、貸出金と同一の方法により、当行格付に基づく信用リスク、担保による保全状況等を勘案し、時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の元利金の合計額を、当行格付に基づく信用リスク等のリスクプレミアムを算定し無リスクの利子率に加算した利率で割り引いて時価を算定しております。また、住宅ローンについては、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1)預金、及び(2)譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、変動金利の定期預金については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3)借入金

借入金については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
非上場株式(*1)(*3)	1,170	1,167
非上場受益証券(*2)(*3)	12	0
非上場その他の証券(*2)(*3)	110	171
合 計	1,293	1,339

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 受益証券及びその他の証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(*3) 前連結会計年度において、非上場受益証券について8百万円の減損処理を行っております。非上場株式及び非上場その他の証券について減損処理は行っておりません。

当中間連結会計期間において、非上場株式、非上場受益証券及び非上場その他の証券について減損処理は行っておりません。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	13,093	8,436	4,656
	債券	262,968	260,807	2,161
	国債	45,941	45,266	675
	地方債	67,356	66,902	454
	社債	149,670	148,638	1,031
	その他	73,874	63,551	10,322
	外国債券	33,072	32,801	271
	小計	349,936	332,795	17,141
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	114	120	△6
	債券	33,151	33,409	△257
	国債	8,515	8,722	△207
	地方債	599	600	△0
	社債	24,036	24,086	△50
	その他	32,148	32,294	△146
	外国債券	26,940	27,004	△63
	小計	65,414	65,823	△409
合計		415,351	398,619	16,731

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	12,609	7,835	4,774
	債券	259,873	257,860	2,012
	国債	41,496	40,888	607
	地方債	67,061	66,616	445
	社債	151,315	150,355	959
	その他	53,558	49,970	3,587
	外国債券	38,639	38,402	236
	小計	326,041	315,666	10,374
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	696	722	△25
	債券	38,402	38,818	△415
	国債	14,792	15,182	△390
	地方債	100	100	△0
	社債	23,510	23,535	△24
	その他	48,648	51,937	△3,289
	外国債券	22,279	22,325	△45
	小計	87,747	91,477	△3,729
合計		413,789	407,144	6,645

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない場合には、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)することとしております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、減損処理したものはありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下の通りであります。

(1) 株式及び受益証券

中間連結会計期間末前(連結会計年度末前)1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額が、取得原価に比べて30%以上下落した場合。

(2) 債券

中間連結会計期間末日(連結会計年度末日)における市場価格等に基づく時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落した場合で発行会社の財務内容等に懸念が認められる場合。

(金銭の信託関係)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	16,731
その他有価証券	16,731
繰延税金負債	△5,395
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,335
その他有価証券評価差額金	11,335

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	金額(百万円)
評価差額	6,645
その他有価証券	6,645
繰延税金負債	△2,143
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,502
その他有価証券評価差額金	4,502

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	4,022	—	△277	△277
	買建	4,012	—	257	257
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△19	△19

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	3,404	—	△5	△5
	買建	2,882	—	△0	△0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	△6	△6

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引
該当事項はありません。

(4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(5) 商品関連取引
該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	15,140	13,170	△583
	合計	—	—	—	△583

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取変動・支払固定	貸出金	14,110	10,580	△496
	合計	—	—	—	△496

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

店頭取引については、割引現在価値等により算定しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	5,822	—	4
	合計	—	—	—	4

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成27年9月30日）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約	外貨建の貸出金	5,634	—	4
	合計	—	—	—	4

(注) 1. 主として「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定
割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業経費	37百万円	28百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く。)9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	当行普通株式 256,400株
付与日	平成26年8月12日
権利確定条件	当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、勤務期間に相当する新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成26年6月26日から平成26年度に関する定時株主総会終結まで
権利行使期間	平成26年8月13日から平成56年8月12日まで
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2、3	250円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

3. 当行は、従来、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法のうち、予想残存期間について、過去の役員の平均的な在任期間から、現在の在任役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法によっておりましたが、平成26年ストック・オプションから、定款に定められた取締役の任期に基づき、現在の在任役員の任期の平均残存年数を予想残存期間とする方法に変更しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役(社外取締役を除く。)8名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	当行普通株式 108,200株
付与日	平成27年8月11日
権利確定条件	当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、勤務期間に相当する新株予約権を行使することができる。
対象勤務期間	平成27年6月25日から平成27年度に関する定時株主総会終結まで
権利行使期間	平成27年8月12日から平成57年8月11日まで
権利行使価格(注)2	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	474円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

(企業結合等関係)

当行と株式会社横浜銀行との経営統合について

当行と株式会社横浜銀行（代表取締役頭取 寺澤辰麿、以下「横浜銀行」といいます。）は、平成26年11月14日に当行と横浜銀行（以下「両行」といいます。）の間で合意した「経営統合検討に関する基本合意書」にもとづき、平成27年9月8日に開催したそれぞれの取締役会において、両行の株主総会の承認および関係当局の認可等を得られることを前提として、株式移転の方式により平成28年4月1日をもって両行の完全親会社となる「株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ」（以下「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）、ならびに共同持株会社の概要および本株式移転の条件等について決議し、同日、両行間で「経営統合契約書」を締結するとともに、「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

1 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業の内容

東日本銀行 銀行業

(2) 企業結合を行う主な理由

近年、高齢化の進展や人口減少などにより地方経済の市場規模が今後縮小していくと見られるとともに、バブル経済崩壊後、法人部門が資金余剰となり間接金融への依存が低下している一方で地域金融機関の数が減少していないことから、地域金融機関の経営基盤に大きな構造変化が生じています。その結果、金利競争による利鞘の縮小や収益力の低下への対応が地域金融機関全体の重要な経営課題となっています。

このような環境変化を踏まえて、地域金融機関が、面的な広域ネットワークの共有と連携を進め、今後も一層の地域の持続的な発展に貢献していく必要があるとの判断のもと、経営戦略を共有できる他の地域金融機関にも開かれた、広域でかつ地域金融の中核を担う新しい金融グループを構築していくこととしました。

両行は、首都圏を共通の営業地盤とする一方、横浜銀行は神奈川県や東京西南部を中心に強いブランド力を背景に安定した資金調達力と質の高い金融サービスを効率的にかつ幅広く提供するところに強みを持ち、東日本銀行は中小企業向け融資の分野できめ細かな対面取引と提案力を重視した営業力に強みを持っております。

両行が有するこのような強みと特色及び、首都圏を共通の営業地盤としながらも、両行の営業エリア・顧客基盤・得意とする業務分野などに競合関係が少なく補完関係が多いことを踏まえると、お客さまへのサービス向上をはかることができ、また、経営統合による効率化及び成長のシナジー効果が見込めることにより企業価値を向上させることができることを確認し、平成27年9月8日、持株会社設立による経営統合を行うことについて最終的な合意に至りました。

(3) 企業結合日

平成28年4月1日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

株式移転による共同持株会社の設立

(5) 結合後企業の名称

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

(6) 取得する議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

企業結合に関する会計基準上の取得決定要素にもとづいております。

2 株式の種類別の移転比率及びその算定方法並びに交付予定株式数

(1) 株式の種類別の移転比率

- ① 横浜銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式1株
- ② 東日本銀行の普通株式1株に対し、共同持株会社の普通株式0.541株

(2) 算定方法

横浜銀行は大和証券株式会社に、東日本銀行はSMB C日興証券株式会社に、第三者算定機関として株式移転比率の算定を依頼し、提出された報告書に基づき当事者間で協議の上、株式移転比率について合意・決定しました。

(3) 交付予定株式数

普通株式 1,333,476,193株

上記は、横浜銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（1,254,071,054株）および東日本銀行の平成27年6月30日時点における普通株式の発行済株式総数（184,673,500株）を前提として算出しております。但し、共同持株会社が両行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）までに、それぞれが保有する自己株式の全部を消却する予定であるため、横浜銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（16,289,422株）および東日本銀行の平成27年6月30日時点における自己株式数（7,788,913株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、横浜銀行又は東日本銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、両行の平成27年6月30日時点における自己株式数が基準時までに変動した場合は、本持株会社が交付する新株式数変動することがあります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	13,995	3,755	2,078	19,829

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で、中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	13,875	6,692	2,915	23,483

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で、中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
1株当たり純資産額		655円17銭	645円50銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	116,226	114,594
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	396	418
うち新株予約権	百万円	176	185
うち非支配株主持分	百万円	220	232
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	115,829	114,175
1株当たり純資産額の算 定に用いられた中間期末 (期末)の普通株式の数	千株	176,792	176,879

2. 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)
(1) 1株当たり中間 純利益金額	円	18.23	32.79
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,222	5,797
普通株主に帰属しない 金額	百万円	—	—
普通株式に係る 親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	3,222	5,797
普通株式の期中 平均株式数	千株	176,718	176,842
(2) 潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	18.15	32.62
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する 中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	822	907
うち新株予約権	千株	822	907
希薄化効果を有しないた め、潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額の算定 に含めなかった潜在株式の 概要		—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
資産の部		
現金預け金	※8 100,370	※8 97,514
コールローン	5,540	479
有価証券	※1, ※8, ※11 417,433	※1, ※8, ※11 416,036
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,555,999	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,602,986
外国為替	※6 545	※6 1,236
その他資産	6,115	5,699
その他の資産	※8 6,115	※8 5,699
有形固定資産	24,730	25,460
無形固定資産	1,201	1,144
繰延税金資産	776	3,474
支払承諾見返	2,147	2,129
貸倒引当金	△10,270	△9,272
資産の部合計	2,104,591	2,146,890
負債の部		
預金	※8 1,850,197	※8 1,887,711
譲渡性預金	44,400	52,120
コールマネー	26	32
借入金	※8 58,600	※8 58,600
外国為替	16	6
社債	※10 10,000	※10 10,000
その他負債	13,181	12,002
未払法人税等	3,787	2,585
リース債務	2,545	2,517
資産除去債務	5	6
その他の負債	6,842	6,893
賞与引当金	879	883
退職給付引当金	6,311	6,210
睡眠預金払戻損失引当金	174	183
偶発損失引当金	241	279
再評価に係る繰延税金負債	2,727	2,727
支払承諾	2,147	2,129
負債の部合計	1,988,904	2,032,887

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
--	-----------------------	-------------------------

純資産の部		
資本金	38,300	38,300
資本剰余金	24,601	24,603
資本準備金	24,600	24,600
その他資本剰余金	0	3
利益剰余金	37,612	42,681
利益準備金	1,460	1,602
その他利益剰余金	36,152	41,079
繰越利益剰余金	36,152	41,079
自己株式	△1,422	△1,409
株主資本合計	99,091	104,175
その他有価証券評価差額金	11,335	4,502
繰延ヘッジ損益	△363	△305
土地再評価差額金	5,445	5,445
評価・換算差額等合計	16,418	9,642
新株予約権	176	185
純資産の部合計	115,686	114,003
負債及び純資産の部合計	2,104,591	2,146,890

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年 4月 1日 至 平成27年 9月30日)
経常収益	19,625	23,310
資金運用収益	15,725	15,769
(うち貸出金利息)	13,984	13,865
(うち有価証券利息配当金)	1,719	1,873
役務取引等収益	1,638	1,918
その他業務収益	106	310
その他経常収益	※1 2,154	※1 5,313
経常費用	15,477	14,406
資金調達費用	885	867
(うち預金利息)	637	590
役務取引等費用	898	961
その他業務費用	8	—
営業経費	※2 11,886	※2 11,535
その他経常費用	※3 1,798	※3 1,042
経常利益	4,148	8,904
特別損失	57	46
税引前中間純利益	4,090	8,858
法人税、住民税及び事業税	1,726	2,555
法人税等調整額	△817	526
法人税等合計	908	3,082
中間純利益	3,181	5,775

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	38,300	24,600	—	24,600	1,177	29,283	30,461	△1,453	91,907	
会計方針の変更による累積的影響額						46	46		46	
会計方針の変更を反映した当期首残高	38,300	24,600	—	24,600	1,177	29,330	30,507	△1,453	91,954	
当中間期変動額										
利益準備金の積立					141	△141	—		—	
剰余金の配当						△706	△706		△706	
中間純利益						3,181	3,181		3,181	
自己株式の取得								△2	△2	
自己株式の処分			0	0				37	38	
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	—	—	0	0	141	2,334	2,475	35	2,511	
当中間期末残高	38,300	24,600	0	24,601	1,319	31,664	32,983	△1,418	94,466	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	5,200	△462	5,166	9,904	144	101,957
会計方針の変更による累積的影響額						46
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,200	△462	5,166	9,904	144	102,004
当中間期変動額						
利益準備金の積立						—
剰余金の配当						△706
中間純利益						3,181
自己株式の取得						△2
自己株式の処分						38
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	2,665	49	—	2,714	△0	2,714
当中間期変動額合計	2,665	49	—	2,714	△0	5,226
当中間期末残高	7,865	△413	5,166	12,619	144	107,230

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	38,300	24,600	0	24,601	1,460	36,152	37,612	△1,422	99,091	
当中間期変動額										
利益準備金の積立					141	△141	—		—	
剰余金の配当						△707	△707		△707	
中間純利益						5,775	5,775		5,775	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分			2	2				17	19	
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	—	—	2	2	141	4,927	5,068	12	5,083	
当中間期末残高	38,300	24,600	3	24,603	1,602	41,079	42,681	△1,409	104,175	

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	11,335	△363	5,445	16,418	176	115,686
当中間期変動額						
利益準備金の積立						—
剰余金の配当						△707
中間純利益						5,775
自己株式の取得						△5
自己株式の処分						19
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△6,833	57	—	△6,775	9	△6,766
当中間期変動額合計	△6,833	57	—	△6,775	9	△1,683
当中間期末残高	4,502	△305	5,445	9,642	185	114,003

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で株式及びその他の証券の中の受益証券については原則として中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については、中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。ただし、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

その他 3年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

また、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件変更前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。

なお、数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異

各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度等により実行した融資について、将来発生する可能性がある負担金支払の見込額を計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

※1. 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
株 式	789百万円	908百万円

※2. 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	5,140百万円	4,738百万円
延滞債権額	18,484百万円	18,477百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	1,061百万円	871百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
貸出条件緩和債権額	6,667百万円	6,453百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
合計額	31,354百万円	30,542百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	19,815百万円	18,133百万円

※7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
	55百万円	—

※8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
担保に供している資産		
現金預け金	24百万円	25百万円
有価証券	176,307百万円	167,062百万円
その他の資産	24百万円	22百万円
計	176,356百万円	167,109百万円
担保資産に対応する債務		
預金	8,055百万円	8,136百万円
借入金	58,600百万円	58,600百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
有価証券	10,838百万円	10,943百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
保証金	3,317百万円	3,315百万円

※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
融資未実行残高	66,347百万円	68,350百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	56,197百万円	56,281百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
劣後特約付社債	10,000百万円	10,000百万円

※11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額

前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
168百万円	148百万円

(中間損益計算書関係)

※1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
株式等売却益	2,014百万円	4,568百万円
貸倒引当金戻入益	—	495百万円

※2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	592百万円	617百万円
無形固定資産	132百万円	134百万円
その他	1百万円	2百万円

※3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,610百万円	—

(有価証券関係)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (平成27年3月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
子会社株式	789	908
計	789	908

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものです。

(企業結合等関係)

当行と株式会社横浜銀行との経営統合について

中間連結財務諸表の「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成27年11月9日開催の取締役会において、第150期の中間配当につき次のとおり決議しました。

① 普通配当

中間配当金額	707百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	4円00銭
-------------	-------

② 支払請求の効力発生日及び支払開始日 平成27年12月1日

(注)平成27年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、支払いを行います。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月6日

株式会社 東日本銀行

取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱 原 啓 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月6日

株式会社 東日本銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岸 野 勝 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 青 木 裕 晃 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 濱 原 啓 之 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社東日本銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第150期事業年度の中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社東日本銀行の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。